

合意書

〇〇〇〇（以下甲という）、△△△△（以下乙という）及び××××（以下丙という）は、甲乙間の婚姻の解消に関する件（以下「本件」という。）について、以下のとおり合意する。

第1条（離婚の合意）

甲及び乙とは、本日、協議離婚すること及び乙がその届出を速やかに行うことを合意した。

第2条（親権）

甲乙間の長女〇〇（令和〇年〇月〇日生）の親権者・監護者を乙と定めて、乙において監護養育することとする。

第3条（養育費）

- 1 甲は乙に対し、前記子の養育費として、令和〇年〇月から満20歳に達する月まで、1か月〇万円の支払い義務のあることを認め、これを毎月末日限り乙が指定する口座に振込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。
- 2 前記子が大学またはこれに準ずる高等教育機関（以下「大学等」という。）に進学した場合、前項の養育費の支払いは、前記らが大学等を卒業する月まで行うものとする。
- 3 当事者双方は、前記子の病気、進学等の特別の費用の負担については、別途協議するものとする。

第4条（面会交流）

- 1 乙は、甲が前記子と毎月1回程度面会交流することを認める。
- 2 面会交流の具体的な日時、場所及び方法については、前記子の福祉に配慮して、甲及び乙が協議して定める。

第5条（慰謝料）

甲及び丙は、乙に対し、慰謝料として、連帯して金〇万円の支払義務のあることを認め、これを令和〇年〇月末日限り、乙の指定する口座に振込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第6条（財産分与）

甲は乙に対し、財産分与として金〇の支払義務の存することを認め、これを一括して、令和〇年〇月末日限り、乙の指定する口座に振込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第7条（年金分割）

甲は乙に対し、甲乙の婚姻期間中における双方の年金分割の割合を0.5とすることに合意し、その年金分割に必要な手続に協力することを約束する。

第8条（清算条項）

甲乙丙は、本合意書に定めるほか他、甲乙間、丙乙間において、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

第9条（公正証書）

甲、乙及び丙は、本件離婚協議書と同趣旨の強制執行認諾文言付公正証書を作成することに合意した。

以上の合意成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

○年○月○日

(甲) 住所：

氏名：

印

(乙) 住所：

氏名：

印

(丙) 住所：

氏名：

印